

令和4年度寒河江市ふれあい配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要支援又は要介護状態、もしくはその恐れのある在宅高齢者等に、定期的に昼食の配食サービスを実施することを通して、高齢者等の安否を確認するとともに、食の自立の観点から自立した生活を送ることができるように支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、市内在住の65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により毎日の食事の調理が困難な者であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要支援又は要介護状態、もしくはその恐れのある高齢者で、配食サービスを利用することが適切であると認められる者
- (2) フレイル又は低栄養状態にあると認められる高齢者等で、栄養改善のために配食サービスを利用することが適切であると認められる者
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(配食サービスの実施日)

第3条 配食サービスは、月曜日、水曜日及び金曜日の昼食時とする。ただし、次の各号に定める期間は実施しないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 8月13日から8月16日までの期間
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの期間
- (4) 8月16日及び1月4日が土曜日又は日曜日である場合の翌月曜日

(利用の申請)

第4条 配食サービスを希望する者(以下「申請者」という。)は、寒河江市ふれあい配食サービス事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、必要に応じて訪問調査等を行い、速やかにその内容を審査して、配食サービス提供の可否を決定のうえ、寒河江市ふれあい配食サービス事業決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 前条の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、希望する昼食の種別により一食当たり300円又は400円を負担するものとする。

(届出義務)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する時は、市長に届け出なければならない。

- (1) 配食サービスを一時的に必要としないときは、配食日の1週間前まで
- (2) 第2条に規定する利用対象者でなくなったときは、速やかに

(不正利得金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な行為により配食サービスを利用した者があるときは、その者に対し、サービス提供に要した経費相当額の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

寒河江市ふれあい配食サービス事業利用申請書

令和 年 月 日

寒河江市長 様

(申請者)

住 所:寒河江市

(町会名)

氏 名 :

(電話番号:)

寒河江市ふれあい配食サービス事業実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

また、サービスの利用にかかる情報について見守り支援体制確保等に必要がある場合は民生委員等に提供することを承諾します。

(利用対象者の状況)

| | | | | | | | |
|-----------|--------|--------------------------------------|------|-------|-------|-----|--|
| 世帯の状況 | | 1. ひとり暮らし 2. 高齢者のみ 3. その他 () | | | | | |
| 対象者 1 | 氏名 | (男・女) | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | 住所 | | | | | | |
| | 介護保険状況 | 認定なし・要支援 (1・2) ・要介護 (1・2・3・4・5) ・申請中 | | | | | |
| | 昼食の種別 | A (300 円) | 希望曜日 | 月・水・金 | 希望開始日 | 月 日 | |
| B (400 円) | | | | | | | |
| 対象者 2 | 氏名 | (男・女) | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | 住所 | | | | | | |
| | 介護保険状況 | 認定なし・要支援 (1・2) ・要介護 (1・2・3・4・5) ・申請中 | | | | | |
| | 昼食の種別 | A (300 円) | 希望曜日 | 月・水・金 | 希望開始日 | 月 日 | |
| B (400 円) | | | | | | | |
| 緊急連絡先 | 氏 名 | | | 電話番号 | 住所 | | |
| | (続柄:) | | | | | | |
| | (続柄:) | | | | | | |

※市記入欄

| | | |
|----------|------|--|
| ヤクルト/有・無 | 特記事項 | |
|----------|------|--|

様

寒河江市長

寒河江市ふれあい配食サービス事業決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたふれあい配食サービス事業については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

| | |
|---------------|----------------|
| 対 象 者 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| 決 定 内 容 | 回 数 毎 週 回 |
| | サービス提供曜日 月 水 金 |
| | 負担金 円/食 |
| | サービス開始日 |
| 備 考 (却下理由) | |